

令和2年9月1日

議案番号	件名	ページ
行政報告	公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の令和元年度決算概要及 び令和2年度事業計画概要について	1
報告第5号	令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率について	2
議案第78号	令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について	3
議案第79号	令和元年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第80号	令和元年度山陽小野田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第81号	令和元年度山陽小野田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第82号	令和元年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第83号	令和元年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第84号	令和元年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定について	4
議案第85号	令和元年度山陽小野田市病院事業決算認定について	5
議案第86号	令和元年度山陽小野田市水道事業決算認定について	5
議案第87号	令和元年度山陽小野田市工業用水道事業決算認定について	6
議案第88号	令和元年度山陽小野田市下水道事業決算認定について	6
議案第89号	令和2年度山陽小野田市一般会計補正予算(第11回)について	6
議案第90号	令和2年度山陽小野田市病院事業会計補正予算(第1回)について	7
議案第91号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	8
議案第92号	山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
議案第93号	山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について	9

議案番号	件名	ページ
議案第94号	山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定について	9
議案第95号	山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	9
議案第96号	山陽小野田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	9
議案第97号	令和元年度山陽小野田市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第98号	令和元年度山陽小野田市工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分 について	10

本日は、令和元年度山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定その他諸議案を御 審議いただくためお集まりいただきました。

議案の説明に先立ちまして、公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学の 決算概要及び事業計画概要の報告を受けましたので、お手元の資料を添えて御報 告します。

まず、令和元年度の決算については、貸借対照表の固定資産において、教育・研究環境の充実を図るため研究機器類の購入や校舎の改修、図書の購入等が行われましたが、大規模な資産形成はなく、固定資産として前年度比1億5,577万4,924円減の41億6,188万1,804円が計上されております。

また、流動資産においては、現金及び預金として、10億8,915万6,367円が計上されるなど、資産全体では、53億1,366万3,450円が計上されております。

なお、損益計算書においては、外部資金等の増加、経費節減等の経営努力等により、当期総利益として 2 億 2,745 万 6,579 円が計上されております。

次に、令和2年度の事業計画については、支出は、人件費13億2,335万9,000円、一般管理費5億4,583万3,000円のほか、教育経費、教育研究支援費等、計25億4,481万8,000円が計上されております。

なお、これらの財源としましては、市が交付する運営費交付金15億9,098万7,000円、授業料、入学金等からなる学生等納付金収入7億4,592万円のほか、目的積立金充当収入、受託研究等収入、財産貸付等収入等が充てられております。公立大学法人の運営につきましては、薬学部の開設から3年目となる今年度も、全国各地から多くの入学生が迎え入れられました。

現在、工学部、薬学部ともに収容定員に対し十分な学生数が確保されており、 財務状況も含め順調に運営がなされているものと考えております。今後も法人運 営が円滑に進み、山口東京理科大学が地域に根差し、地域に求められる大学とし て発展していけるよう、市としましても、引き続き適切な支援に努めてまいりま す。

以上、御報告申し上げます。

ただいま上程されました報告第5号は、令和元年度健全化判断比率及び資金不足比率についてであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、御報告するものであります。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、該当ありません。 次に、実質公債費比率については、8.1%、将来負担比率については、69.1%、 公営企業会計の資金不足比率については、全会計において該当ありません。

以上、御報告申し上げます。

それでは、ただいま上程されました諸議案について順次御説明申し上げます。

議案第78号から議案84号までは、令和元年度の一般会計及び特別会計の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

まず、議案第78号は、一般会計歳入歳出決算認定であります。

令和元年度の予算額は、当初 302 億 5,100 万円でしたが、補正予算及び繰越明 許費予算をあわせて、予算現額は、327 億 2,202 万 2,178 円となりました。

これに対し、歳入決算額は 311 億 1,852 万 3,741 円で、執行率は95.1%となりました。

一方、歳出決算額は304億2,575万3,403円で、執行率は93.0%となりました。

この結果、形式収支である歳入歳出差引は、6億9,277万338円の黒字となり、形式収支から翌年度への繰越財源2億6,060万3,606円を差し引いた実質収支は4億3,216万6,732円の黒字となりました。

この 4 億 3,216 万 6,732 円の剰余金の処分については、今後の補正において、 地方財政法第 7 条第 1 項の規定に基づき、 2 分の 1 を下らない金額を財政調整基 金又は減債基金への積立や地方債の繰上償還に充てることとなります。

歳入の主な内容については、その根幹をなす市税は、対前年度比 2.5 %減の 102 億 6,920 万 9,374 円となっております。また、国庫支出金は、対前年度比 9.3 %増の37億 9,318 万 4,144 円となりましたほか、諸収入は、対前年度比 29.8%増の 7 億 5,590 万 6,384 円、市債は、対前年度比28.2%減の44億 3,216 万 1,000 円となりました。

歳出の内容については、お手元の資料「令和元年度決算に係る主要な施策の成果その他予算の執行等の実績報告書」をもって説明に代えさせていただきます。

最後に、令和元年度決算に係る主要財政指数は、単年度の財政力指数 0.619 、 経常収支比率95.2%となっております。 次に、議案第79号は、駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 3,128 万 1,066 円、歳出決算額 862 万 5,199 円、差引き 2,265 万 5,867 円となりました。主な内容は、歳入では駐車場使用料であり、歳出では駐車場事業費であります。

次に、議案第80号は、国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額74億3,808万3,874円、歳出決算額73億911万2,032円、差引き1億2,897万1,842円となりました。主な内容は、歳入では保険料、県支出金及び他会計繰入金であり、歳出では保険給付費及び国民健康保険事業費納付金であります。

次に、議案第81号は、介護保険特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額65億6,800万9,034円、歳出決算額63億6,890万7,751円、差引き 1億9,910万1,283円となりました。主な内容は、歳入では保険料、国庫支出金 及び支払基金交付金であり、歳出では保険給付費及び地域支援事業費であります。

次に、議案第82号は、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。 歳入決算額10億5,057万3,093円、歳出決算額10億4,973万1,551円、差引き 84万1,542円となりました。主な内容は、歳入では保険料及び一般会計繰入金で あり、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金であります。

次に、議案第83号は、地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定であります。 歳入決算額942万6,918円、歳出決算額927万6,015円、差引き15万903円と なりました。主な内容は、歳入では市場使用料及び一般会計繰入金であり、歳出 では卸売市場費であります。

次に、議案第84号は、小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入決算額 119 億 8,912 万 7,894 円、歳出決算額 131 億 6,530 万 4,531 円、差引き11億 7,617 万 6,637 円の不足となりました。この差引き額から翌年度への繰

越財源 4,664 万 1,640 円を差し引き、12億 2,281 万 8,277 円の不足となったため、地方自治法施行令第 166 条の 2 の規定に基づき、令和 2 年度の歳入を繰り上げてこれに充てております。なお、単年度収支については 3,074 万 1,026 円の黒字を計上しております。

主な内容は、歳入では勝車投票券発売収入であり、歳出では競走事業費であります。

議案第85号から議案第88号までは、令和元年度の病院事業、水道事業、工業用 水道事業及び下水道事業の各決算につき、監査委員の審査を経ましたので、意見 書を付して、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求める ものであります。

まず、議案第85号は、病院事業決算認定であります。

令和元年度決算は、収益的収入は医業収益が38億2,906万2,296円となり、医業外収益及び特別利益を含んだ病院事業収益は45億2,241万212円となりました。

これに対し、収益的支出は医業費用が41億4,912万4,895円となり、医業外費用及び特別損失を含んだ病院事業費用は43億4,452万2,851円となりました。

この結果、損益計算の収支差引では1億7,788万7,361円の当年度純利益を生じ、年度末未処理欠損金は32億5,592万3,445円となりました。

次に、資本的支出については、建物改築費や医療機器更新に伴う器械及び備品費、企業債償還金、他会計からの長期借入金償還金で5億3,231万2,202円となり、これに対する財源として企業債、他会計負担金で1億6,679万3,084円を充て、差引不足額3億6,551万9,118円は過年度分損益勘定留保資金で補填しました。

次に、議案第86号は、水道事業決算認定であります。

まず、収益的収入については、有収水量の減少に伴い、料金収入が税抜きで約1.2%の減収となり、収入総額は15億4,112万5,069円となりました。

これに対し、収益的支出は、総額13億3,220万8,276円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益1億7,205万3,126円が生じ

ました。

次に、資本的支出については、建設改良費に企業債償還金を含めての総額は7億7,130万3,418円となりました。これに対する財源として、資本的収入の企業債、工事負担金、補助金等の総額1億9,800万9,490円を充てた結果、差引き5億7,329万3,928円の不足額が生じました。この不足に対しては、当年度分損益勘定留保資金等に加え、積立金を1億5,088万839円取り崩して補填しました。

次に、議案第87号は、工業用水道事業決算認定であります。

本年度の収益的収支における収入総額は2億8,885万8,672円となりました。 これに対し、支出総額は2億1,082万5,899円となりました。

この結果、税処理後の損益計算では単年度純利益 7,592 万 1,117 円が生じました。

次に資本的収支の支出については、建設改良費に企業債償還金を含めての支出総額は5,146万1,703円となりました。これに対して収入は病院会計からの貸付金償還金の6,600万円のみであり、これは平成19年度決算で措置済みですので、他に収入がないことから支出総額全額が補填すべき不足額となります。その対応として、損益勘定留保資金等に加え、積立金を2,295万896円取り崩して補填しました。

次に、議案第88号は、下水道事業決算認定であります。

まず、収益的収支については、収入総額18億4,896万4,057円に対し、支出総額は、18億1,214万8,652円となりました。この結果、税処理後の損益計算では、単年度純損益は発生しておりません。

次に、資本的収支については、収入総額14億7,220万5,287円に対し、支出総額は、22億1,635万3,900円となり、差引き7億4,414万8,613円の不足額が生じました。この不足額については、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金等により補填しました。

議案第89号は、令和2年度一般会計補正予算であります。

今回の補正は、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、新型コロナウイルス感染

症緊急包括支援事業、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業等の取り急ぎ措置すべき案件についての補正であり、歳入歳出それぞれ1億9,110万6,000円を追加し、予算総額を376億9,973万2,000円とするものです。

補正の内容としまして、まず歳入では、地方特例交付金 574 万 4,000 円、地方交付税 3 億 3,123 万 6,000 円、分担金及び負担金 349 万円、国庫支出金 2,895 万 6,000 円、県支出金 6,204 万 1,000 円、寄附金20万円、諸収入 366 万円、市債 6,742 万 3,000 円をそれぞれ増額し、繰入金 3 億 1,164 万 4,000 円を減額しております。

次に歳出では、総務費では、財政調整基金積立金の減はあるものの、社会保障・税番号制度システム整備事業や公立大学法人運営基金積立金等として 7,640 万 6,000 円を増額し、民生費では、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、避難所環境整備事業等として 4,191 万 7,000 円を増額しております。

次に衛生費では、新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業等として 218 万 9,000 円を増額し、農林水産業費では、森林経営管理事業や地域が育む豊かな森林づくり推進事業により 640 万 1,000 円を増額しております。

次に土木費では、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業等として 3,530 万円を増額し、教育費では、学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業や GIGAスクールサポーター配置事業等として 2,649 万 3,000 円を増額し、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧事業により 240 万円を増額しております。

なお、繰越明許費の補正では、埴生地区複合施設整備事業を繰り越すとともに、 地方債の補正として、借入限度額の追加及び変更をしております。

議案第90号は、令和2年度病院事業会計補正予算であります。

今回の補正は、入院患者数、外来患者数、主要な建設改良事業の予定量を改めるとともに、これらに関連する予算の調整等を行いました。

まず、収益的収支の収入については、入院外来等について現時点での実績等を踏まえて医業収益を2億4,457万円減額し、医業外収益については、新型コロナウイルス対策事業費補助金として71万1,000円を増額し、特別利益については、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金として8,000万円を増額し、その結果病院事業収益は41億9,595万1,000円となりました。

次に、支出については、入院外来患者の減少に伴う関連費用として、材料費や 経費など 5,340 万 9,000 円の医業費用を減額し、医業外費用として、医業費用減 額に伴い雑支出及び消費税 683 万 9,000 円を減額し、新型コロナウイルス感染症 対応従事者慰労金として 8,000 万円を増額し、その結果、病院事業費用は46億 3,753 万 5,000 円となりました。

この結果、1年間の税抜き損益計算では3億3,774万6,000円の単年度純損失となりました。

次に、資本的収支の支出については、建物改築費、器械及び備品費など建設改良費として 2,968 万 8,000 円を増額し、補正後の資本的支出の予算額は 4 億 2,304 万 7,000 円となりました。また、収入については、企業債 800 万円を減額し、寄附金 2,765 万円を増額し、新型コロナウイルス対策のための設備整備事業費補助金として 1,466 万 6,000 円を増額し、補正後の資本的収入の予算額は 2 億 1,020 万円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億 1,284 万 7,000 円は内部留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の補正に合わせ、企業債の限度額も建物改築費、器械及び備品費それぞれ 1,980 万円増の 3,480 万円、 2,780 万円減の 3,220 万円としました。最後に、「医療情報システム更新事業」分として、期間令和 2 年度から令和 3 年度、限度額 6 億 516 万 5,000 円の債務負担行為の追加設定を行います。

議案第91号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部 改正であります。

これは、幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、幼稚園就園奨励事業等が 廃止されたため、市が独自に条例を定めて個人番号を利用する事務から、当該事 務等を削除するものであります。

議案第92号は、山陽小野田市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定についてであります。

これは、水道料金の過少請求に関し、水道事業管理者の責任を明確化するため

に給料の減額を行うものであります。

議案第93号は、山陽小野田市税条例の一部改正であります。

これは、地方税法の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年10月1日以降から順次施行されることに伴い所要の改正を行うものです。

主な内容としましては、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除が 見直されたこと等に伴い、市民税の非課税の範囲の規定において、寡夫を対象か ら除き、ひとり親を対象に追加し、現行の寡婦、寡夫及び単身児童扶養者に対す る個人住民税の非課税範囲を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とするものです。

また、軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しにより、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するものです。

このほか、法人市民税について、国税の連結納税制度の見直しに伴う所要の規定の整備、延滞金の特例割合である特例基準割合が延滞金特例基準割合と改称されること、納期限の延長があった場合の延滞金の特例割合について平均貸し付け割合に 0.5 %を加えた率に改める等法改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第94号は、山陽小野田市本社機能移転促進条例の制定であります。

山口県においては、国が推進する地方創生に関する施策の一環である地方への 企業の本社機能の移転、拡充を促進する取組に呼応し、県独自の支援制度として、 市町と協調し、本社機能等の移転を行う企業に対して支援を行うため本年4月か ら山口県本社機能等移転促進補助金を拡充し、若者や女性の事務系職場の創出に 向けた取組を行っています。

本市においても、特に若い世代の市内定住、県外からの還流を図るため、山口県と連携し本社機能の移転を行う企業に対し、本社機能移転奨励金を交付することで、更なる地方創生に取り組むために条例を制定するものであります。

議案第95号は山陽小野田市水道事業給水条例及び議案第96号は山陽小野田市水 道事業等の設置等に関する条例の一部改正であります。

これらは、市内に2箇所ある簡易水道の水源である井戸の水量不足や水質悪化

を解消するため、上水道と統合することに伴い、条文から簡易水道に関する部分 の削除及び別表を改正するものであります。

議案第97号及び議案第98号は、いずれも地方公営企業法第32条第2項の規定に 基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、議案第97号は、水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。

令和元年度水道事業会計決算における未処分利益剰余金 3 億 2,293 万 3,965 円 の処分としては、まず 1 億 7,205 万 3,126 円を建設改良積立金に積み立てることとします。残る 1 億 5,088 万 839 円については、現金の裏付けがないことから資本金に組み入れることとするものであります。

次に、議案第98号は、工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分であります。 令和元年度工業用水道事業会計決算における未処分利益剰余金9,887万2,013 円の処分としては、まず9,610万2,521円を建設改良積立金に積み立てることと します。残る276万9,492円については、現金の裏付けがないことから資本金に 組み入れることとするものであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。